

「決算短信様式・作成要領等」の構成と項目ごとの主な変更点

「決算短信様式・作成要領等」の構成（目次）		主な内容、従来の記載内容との変更点等 (○は従来の作成要領から実質的な変更が行われた項目)
■ 適時開示等規則に基づく開示義務	○	・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）に基づく上場会社の開示義務の内容を記載しています。 ・ 新しい決算短信から、新たに名証所定の様式（「決算短信（サマリー情報）」）を用いることを義務づける規定が適用されます。 ※平成22年6月29日付け名証自規第607号「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正等について」をご参照ください。
■ 決算短信の基本的な構成等	○	・ 新たな決算短信の構成（サマリー情報、添付資料）のほか、決算短信以外の対応の位置付け等について記載しています。 (注) 今回、決算短信の構成が見直されています。新たな構成に沿って、投資者のニーズに応える適切な決算発表を行うように努めてください。
■ 決算短信（サマリー情報）【所定様式】		
□ 通期第1号様式〔日本基準〕（連結）	○	・ 適時開示等規則で定める名証所定の様式（「決算短信（サマリー情報）」）として、4種類の様式を新たに決めました。 ・ 適用する会計基準等に応じた様式を使用してください。 ・ 従来の「サマリー情報（定型様式）」と比較し、今回新たに加わった開示事項は次のとおりです。（（*）印は四半期決算短信の見直しと同様の変更点です。） 〔表題等部分〕 ・ 決算補足説明資料作成の有無（*） ・ 決算説明会開催の有無及び説明会の対象者（*） 〔連結経営成績及び連結財政状態〕 ・ 包括利益（連結財務諸表作成会社のみ） 〔その他〕 ・ 期中平均株式数（*） 〔特記事項〕 ・ 監査手続の実施状況に関する表示（*）
□ 通期第2号様式〔日本基準〕（非連結）	○	
□ 通期第3号様式〔IFRS〕（連結）	○	
□ 通期第4号様式〔米国基準〕（連結）	○	

「決算短信様式・作成要領等」の構成（目次）	主な内容、従来の記載内容との変更点等 (○は従来の作成要領から実質的な変更が行われた項目)
	・決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法（任意記載事項） ・連結財務諸表作成会社における「個別業績の概要」は、これまで必須の開示事項として記載を求めていましたが、今回の見直しにおいて、上場会社が投資者ニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができる取扱いとしています。 (注)「個別業績の概要」の記載を省略する際の留意点については、「■決算短信（添付資料）の作成要領 ② 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」及び「■決算短信の開示要領 □ 3. 開示資料に関する留意事項・要請事項〔個別業績が大きく変動した場合の留意点〕」の（注）をご参照ください。
・（決算短信（サマリー情報）の記載上の注意）	○ ・名証所定の様式である決算短信（サマリー情報）を作成する際の注意事項を記載しています。 ・決算短信（サマリー情報）は、「（決算短信（サマリー情報）の記載上の注意）」の内容に従って作成してください。
■ 決算短信（サマリー情報）作成上の留意事項・要請事項	
① 配当の状況の開示に関する留意事項	— ・「会社法上の配当規制との関係」について記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
② 業績予想の開示について	— ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
③ 監査手続の実施状況に関する表示について	○ ・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です（四半期決算短信の見直しと同様の変更です。）。 ・「監査手続の実施状況に関する表示」を行う際の留意点や記載例を記載しています。
■ 決算短信（添付資料）の作成要領	
① 名証が必須の内容として開示を要請する事項	○ ・「名証が必須の内容として開示を要請する事項」について開示する際に留意していただきたい事項等を記載しています。 ・従来の「定性的情報・財務諸表等」と比較し、今回新たに加わった開示事項は「添付資料の目次」（四半期決算短信の見直しと同様の変更点）のみです。また、会計基準の見直しに伴い、従来の「連結損益計算書」が「連結損益及び包括利益計

「決算短信様式・作成要領等」の構成（目次）	主な内容、従来の記載内容との変更点等 (○は従来の作成要領から実質的な変更が行われた項目)
	算書（1 計算書方式の場合）又は連結損益計算書及び包括利益計算書（2 計算書方式の場合）」に変更となります。 ・上記を除く各項目の記載方法については、従来の取扱いから大きな変更はありません。
② 投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項	○ ・「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」の位置付けや当該事項の具体例を記載しています。 (注)「投資者ニーズを踏まえた開示が求められる事項」とは、IR活動等を通じて上場会社が日常的に接している投資者（投資者のために投資判断情報の分析・提供を行う証券アナリストその他の情報仲介者等を含む。）のニーズに応じ、よりの確な形式及び内容によって決算内容の開示を行っていただくとともに、上場会社における開示資料の作成負担（補足説明資料等の作成に伴う二重作業の負担、投資判断上の有用性が低い情報の早期作成に伴う作業負担等）を軽減する観点から、原則として、上場会社の判断によって、投資者ニーズに応じた的確な開示内容を選択するものと整理された事項であり、名証が共通に開示を求める最低限の事項を除く内容を指しています。 上場会社は、継続的なIR活動などを通じて、投資者・株主との間のコミュニケーションを密接に行い、投資者ニーズの把握に努めるとともに、期中の経過情報を内容とする四半期決算とは異なる通期決算の投資判断情報としての重要性を踏まえ、適切な開示を行うようにしてください。
■ 決算短信の開示要領	
□ 1. 開示時期	
〔決算短信の開示時期について〕	－ ・決算短信を開示する時期について記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
〔決算短信の開示時期の集中緩和について〕	－ ・決算短信の開示時期の集中緩和のお願いについて記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
〔決算短信の追加開示について〕	○ ・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です（四半期決算短信の見直しと同様の変更です。）。 ・決算短信の追加開示の取扱いについて記載しています。

「決算短信様式・作成要領等」の構成（目次）		主な内容、従来の記載内容との変更点等 (○は従来の作成要領から実質的な変更が行われた項目)
□ 2. T D n e t への登録ファイルについて	○	・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です。 ※変更点の詳細については、別添3「決算短信における開示内容の見直しに伴う T D n e t システム登録方法の変更等について」をご参照ください。
□ 3. 開示資料に関する留意事項・要請事項 [他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱い]	－	・決算短信において、決定事実・発生事実等の他の項目の開示義務の対象となる内容を開示する場合の取扱いについて記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。 ※「代表取締役又は代表執行役の異動」及び「業績予想の修正・予想値と決算値との差異等」について、注記を加えています。詳細については、別添2「決算短信様式・作成要領等」P30をご参照ください。
[個別業績が大きく変動した場合の留意点]	○	・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です。 ・連結財務諸表作成会社が「個別業績の概要」の記載を省略する場合の留意点を記載しています。 (注) 連結財務諸表作成会社が「個別業績予想」を開示していない場合であって、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が大きく変動し、金商法第166条第2項第3号に掲げる事実（インサイダー取引規制上の重要事実）に該当するときは、その内容を開示する必要があります。この開示は、決算短信（サマリー情報）の「個別業績の概要」において、前事業年度及び当事業年度の実績値の記載を行うことで足りることとしています。当該記載を省略する場合には、別途開示が必要となりますのでご注意ください。
[合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱い]	－	・合併等の組織再編行為により上場廃止となった場合の取扱いについて記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
[わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請]	－	・わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請について記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
■ 決算短信以外の対応 [決算短信以外の投資者ニーズを踏まえた対応について]	○	・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です（四半期決算短信の見直しと同様の変更です。）。

(参考1)

「決算短信様式・作成要領等」の構成（目次）	主な内容、従来の記載内容との変更点等 (○は従来の作成要領から実質的な変更が行われた項目)
	・決算短信以外の投資者ニーズを踏まえた対応について、名証からの要請やその具体例を記載しています。
〔補足説明資料の公平な提供等について〕	○ ・今回の見直しにおいて新たに加わった記載です（四半期決算短信の見直しと同様の変更です。）。 ・適時開示等規則において補足説明資料の公平な提供に努めることが義務づけられている旨や公平な情報提供方法の具体例を記載しています。
〔環境、CSR、知的財産等に関連した報告書の開示について〕	－ ・環境、CSR、知的財産等に関連した報告書の開示について記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
● 決算短信・四半期決算短信の変更・訂正	－ ・決算短信・四半期決算短信の変更・訂正について記載しています。 ・従来の取扱いから大きな変更はありません。
● 決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたってのQ&A	○ ・決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたってのQ&Aを記載しています。 ・今回の見直しに伴い、新たなQ&A追加や構成の見直しを行っています。 ・従来の取扱いを見直す修正は行っていません。

以 上